

議案第39号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため、特別職の職員の給与及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第60号の1）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（給料月額及び期末手当の特例）

- 14 令和2年6月から令和3年3月までの間に町長、副町長及び教育長に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。
- 15 令和2年6月及び12月に町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から100分の20に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第39号) 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～13 (略) <u>(給料月額及び期末手当の特例)</u></p> <p>14 <u>令和2年6月から令和3年3月までの間に町長、副町長及び教育長に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。</u></p> <p>15 <u>令和2年6月及び12月に町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～13 (略)</p>